

米国関税対策本部の設置について

令和7年4月3日
経済産業省

1. 4月3日、米国による自動車に対する追加関税措置が発効し、また、同日、日本から輸出する広範囲の品目に追加関税を課す相互関税が発表された。米国政府による広範な貿易制限措置は、国内産業、特に我が国産業の屋台骨である自動車産業に深刻な影響を与えかねない。関税措置の対象からの除外を求める対米交渉を進めるとともに、関税措置から我が国の産業・雇用を守り抜くため、影響を評価するとともに、必要となる国内対策を速やかに実行に移すため、「米国関税対策本部」（以下「本部」という。）を経済産業省に設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係者を構成員に追加することができる。

本部長	経済産業大臣
本部長代行	経済産業副大臣、経済産業大臣政務官
副本部長	経済産業事務次官、経済産業審議官
本部員	各局庁等の長及び地方経済産業局長

3. 本部の庶務は、製造局総務課において処理する。